

り、費用対効果の検討が必要でしょう。

(6) 裁判費用の立替え等(民事法律扶助)

日本司法支援センター(法テラス)では、経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行っています。扶助事業の対象者は、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人個人です。法人・組合等の団体は対象者に含まれません。

★★問い合わせ先★★

日本司法支援センター(法テラス)(P161参照)

2 公益通報者保護法 (公益通報者保護法3~5条、7条、11~13条、21条、22条、同法別表第八号の法律を定める政令)

国民生活の安心・安全を損なう企業不祥事は、内部告発をきっかけに明らかになることが少なくありません。

公益通報とは、企業などの事業者による一定の違法行為を、労働者、退職後1年以内の退職者、役員が、不正の目的でなく、組織内の通報窓口、権限を有する行政機関や報道機関などに通報することをいいます。

公益通報者保護制度は、労働者が公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取り扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかというルールを明確にするものです。

■公益通報をしたことによる不利益な取扱いの禁止

労働者が公益通報したことを理由として解雇された場合、その解雇は無効です(派遣労働者が労働者派遣契約を解除された場合も同様に無効です)。また、降格、減給等の不利益な取扱いを行うことは禁止されます。しかし、公益通報者保護法にはこうした不利益な取扱いに対する罰則はありません。

不利益な取扱いが行われたことが内部公益通報対応体制の整備義務等に違反していると評価される場合等には、消費者庁による助言、指導、勧告または公表の対象になり得ます。もし、こうした不利益な取扱いを受けた場合は、労働者支援事務所や国の労働局が行う「あっせん」による自主的な解決や、労働審判や民事訴訟といった司法的手続によりその無効を争うことで、解決を図ることになります。

なお、令和7年6月の法改正では、監督省庁の権限強化など体制整備の徹底及び実効性の向上、公益通報者にフリーランスを加えるなど公益通報者の範囲拡大、公益通報を妨げる行為の禁止など阻害要因への対処、不利益な取り扱いをした者への刑事罰の新設など不利益な取り扱いの抑止・救済の強化などの措置を講ずることとし、公益通報者の保護が図られています。(令和8年12月1日から施行)詳しくは、消費者庁ホームページ「公益通報者保護制度」をご覧ください。

URL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/



★★問い合わせ先★★

公益通報者保護制度相談ダイヤル(消費者庁)

(TEL 03-3507-9262 平日9:30~12:30、13:30~17:30)